

加古川市立小学校・中学校の学校規模適正化及び適正配置に関する基本方針【概要版】

はじめに

本市では、児童生徒数が徐々に減少し、市全体で学校の小規模化が進んでいるほか、児童生徒数及び学校規模については地域の偏在が大きく、子どもたちのためのよりよい教育環境の確保が必要になってきています。このような状況のなか、平成 29 年度以降、まちづくりオープンミーティングや地域協働推進部会等を実施し、保護者や地域をはじめとする学校関係者に加え、学識経験者等から様々なご意見をいただきました。これらの中で出たご意見等を踏まえ、このたび「加古川市立小学校・中学校の学校規模及び適正配置に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）をまとめました。

◎ これまでの検討経緯（平成 29 年度～令和元年度）

H29 まちづくりオープンミーティング（平荘、上荘、志方、志方東、志方西）

H30

地域協働推進部会

- ・各中学校区における課題抽出
- ・各中学校区におけるモデルプランについて意見交換

子どもたちの教育環境のあり方アンケート調査

- ・全ての保護者・教職員を対象に実施

地域とともにある学校づくり協議会

（以下「学校づくり協議会」）

- ・学校園を取り巻く現状と課題把握
- ・各中学校区におけるモデルプランについて提案
- ・「地域とともにある学校づくりに向けて」検討

R1.5 学校づくり協議会から「地域とともにある学校づくりに向けて」について提案

1 加古川市の人口及び小・中学校の学校規模の状況

（１）加古川市における将来人口推計

「加古川市人口ビジョン」では、令和 2 年の総人口 26 万 5 千人程度を人口目標とし、令和 42 年には総人口 22 万人程度（R2 比▲16%）の確保をめざしています。

（２）児童生徒数・学級数の推移

	平成 24 年度	令和元年度	令和 7 年度	令和 13 年度	【参考】ピーク時
小学校	児童数	15,629 人	14,418 人▲8%	12,143 人▲22%	—
	学級数	497 学級	460 学級	409 学級	—
中学校	生徒数	8,206 人	6,927 人▲16%	6,783 人▲17%	5,742 人▲30%
	学級数	221 学級	190 学級	188 学級	160 学級

※学級数には特別支援学級を除く

※住民基本台帳による推計

※（ ）：平成 24 年度比増減率

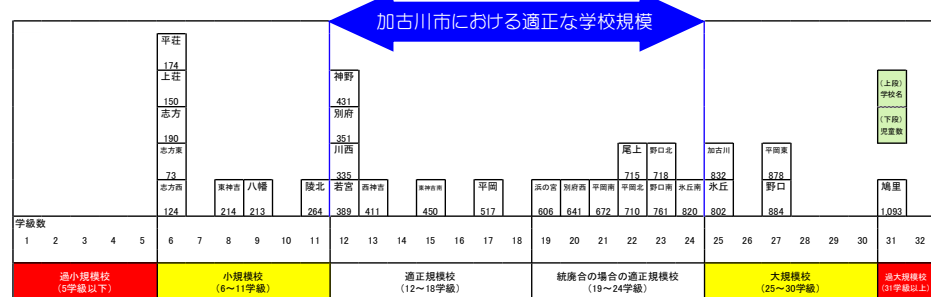
■規模別の分類

※旧文部省助成課資料「これからの学校施設づくり」（昭和 59 年）

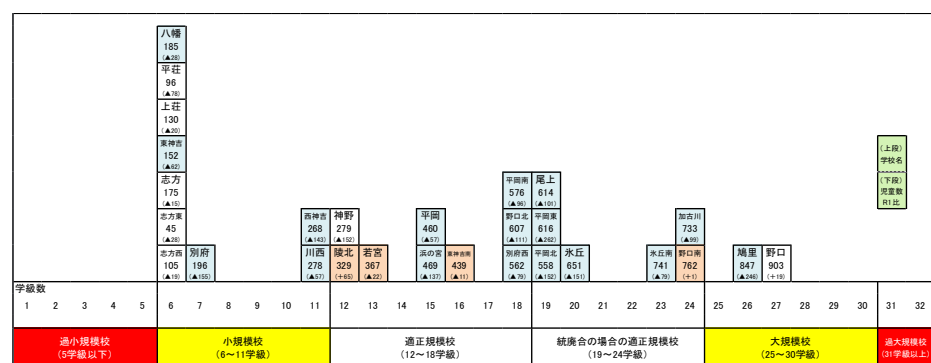
※学級数には特別支援学級を除く

◎ 小学校の状況

【令和元年 5 月 1 日現在】



【令和 7 年度推計】



2 学校の規模適正化・適正配置の必要性

（１）学校の役割

学校には、単に教科等の知識や技能を習得させるだけでなく、子どもたちが集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合い、切磋琢磨して、これからの時代を生き抜く力を身に付けられることや、一人一人がその個性や能力を伸ばせるような教育活動が求められており、適正な学校規模を確保していくことが必要であると考えます。

（２）小規模校や大規模校の教育活動の特徴

① 小規模校の特徴（抜粋）

メリット	デメリット
○ 子ども一人一人の学力を把握しやすい。	● 小集団のため、多様な考えに触れる機会が少なくなりがちである。
○ 子ども一人一人が活躍できる場面が多い。	● 人間関係が固定化されやすく、関係が悪くなると解消されにくい。
○ 職員が少ないことから、共通理解や連携が図りやすい。	● バランスのとれた職員配置が難しい。
○ 地域や保護者の意見が反映されやすい。	● P T A 会員の役割が固定化しやすく、一人一人の負担も大きくなりやすい。

② 大規模校の特徴（抜粋）

メリット	デメリット
○ 集団の中で、多様な考え方や意見に触れる機会が多く、考えが広がりやすい。	● 子ども一人一人の学力の状態を把握しにくい。個に応じたきめ細かな指導が行いにくい。
○ 学級編制を変えることにより、新たな人間関係が構築できる。	● 同学年の結びつきが中心となり、異学年交流の機会が設定しにくい。
○ 職員が多く、作業の分担や行事運営が円滑に行える。	● 職員が多いことから、共通理解や連携が図りにくい。
○ 多くの保護者が、P T A 活動等に関わることができる。	● 保護者の数が多く、理解・協力を得るのに時間がかかる場合がある。

3 適正な学校規模と適正配置

（１）適正な学校規模

国の法令や文部科学省の手引きのほか、本市における現在の学校規模の状況や、国の法令等に定める適正な学校規模に対し約 8 ～ 9 割の保護者が適正だと感じているアンケート調査結果等を踏まえ、学校としてよりよく教育効果が発揮できる本市における適正な学校規模を、次のように定めます。

◆小学校 12 学級（各学年 2 学級）～24 学級（各学年 4 学級）

※国の基準

◆中学校 9 学級（各学年 3 学級）～24 学級（各学年 8 学級）

に準拠

適正化を検討する範囲

◆11 学級以下の小学校

◆8 学級以下の中学校

◆25 学級以上の小中学校

◆11 学級以下の小学校、8 学級以下の中学校について

- 次の学校では、今後、学級数が 1 学年 1 学級に減少する可能性が高い
東神吉小(R3)、八幡小(R7)、両荘中(R11)、志方中(R13)
 - 規模が小さいほど学校規模の見直し等が有効と考えている傾向が高い
- ⇒ 両荘地区については、令和 9 年度以降に中学校で単学級になる学年が生じることも見込まれ、早急に取り組む必要があります。また、神吉地区、山手地区、志方地区については、両荘地区の取組や地域の実態等を踏まえ、検討を進めていきます。

◆25 学級以上の小中学校について

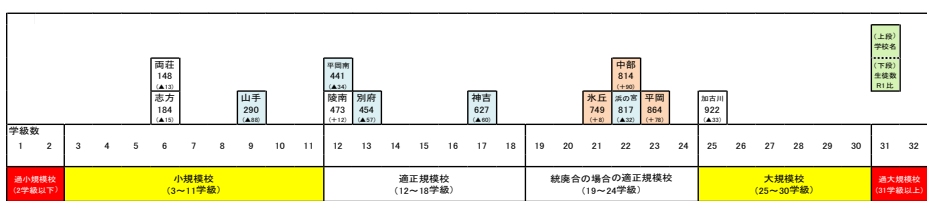
- 中長期的には適正規模に移行する見込み
鳩里小：31 学級(R1)→26 学級(R7)
加古川中：25 学級(R1)→21 学級(R13)
- ⇒ 今後の児童生徒数の推移のほか、学校規模に起因する教育課題などを把握しつつ、長期的な視点で引き続きそれぞれの状況に応じた検討をしていきます。

◎ 中学校の状況

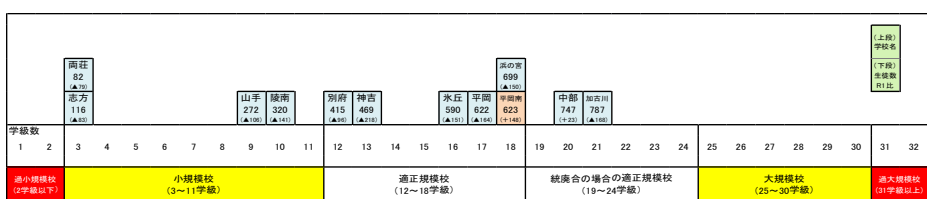
【令和元年 5 月 1 日現在】



【令和 7 年度推計】



【令和 13 年度推計】



4 規模適正化の手法

（１）学校（同校種間）の統合

（２）小中一貫教育の導入

① 施設一体型 ② 施設分離型（施設隣接型） ③ 義務教育学校

（３）校区の再編

（４）学校の分離新設

（５）学校施設の整備

（６）その他教育環境を整備する手法

① 小規模特認校の導入 ② 学校選択制の導入 ③ 合同授業の実施

5 今後の進め方

（１）基本的な協議の進め方

学校運営協議会、学校運営協議会準備委員会において、これまでの地域協働推進部会等における協議内容を共有し、継続的に協議を行います。

（２）学校の規模適正化・適正配置を進める上での留意点

- ① 子どもに対する配慮
- ② 保護者や地域の理解と協力
- ③ 児童生徒数の動向把握
- ④ 通学環境・通学手段への配慮
- ⑤ 学校運営に関する工夫
- ⑥ 学校施設の劣化状況
- ⑦ 関係機関等との連携
- ⑧ 関係計画との関連性
- ⑨ 学校規模適正化を検討する範囲及び適正配置の基準等の見直し